

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 19 年 10 月 26 日

京都市長 榊本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市左京区岩倉長谷町 608 番地の 9

井口 照雄

(2) 建築協定の名称

京都市左京区長谷住宅地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市左京区岩倉長谷町 517 番地の 22, 517 番地の 24 から 517 番地の 28 まで, 517 番地の 31 から 517 番地の 33 まで, 517 番地の 42, 517 番地の 43, 517 番地の 45 から 517 番地の 52 まで, 517 番地の 55, 517 番地の 139, 517 番地の 143, 517 番地の 153, 517 番地の 154, 517 番地の 159, 577 番地の 4, 577 番地の 5, 577 番地の 8, 577 番地の 11, 577 番地の 15 から 577 番地の 17, 577 番地の 19, 577 番地の 21, 577 番地の 22, 577 番地の 27, 605 番地の 2 から 605 番地の 12 まで, 608 番地の 1, 608 番地の 3 から 608 番地の 11 まで, 622 番地の 1, 622 番地の 2, 622 番地の 4 から 622 番地の 9 まで, 622 番地の 12, 622 番地の 13, 622 番地の 17 から 622 番地の 20 まで, 622 番地の 22, 622 番地の 23, 622 番地の 26, 622 番地の 27, 622 番地の 29, 622 番地の 32, 622 番地の 33, 622 番地の 36, 622 番

地の 37, 622 番地の 39, 622 番地の 48, 622 番地の 50, 622 番地の 51, 622 番地の 53, 622 番地の 56, 622 番地の 57, 622 番地の 60, 622 番地の 63, 622 番地の 66, 622 番地の 67, 622 番地の 78 から 622 番地の 80 まで, 622 番地の 83, 622 番地の 84, 622 番地の 87, 622 番地の 88, 622 番地の 91, 622 番地の 92, 622 番地の 95, 622 番地の 96, 622 番地の 99, 622 番地の 100, 622 番地の 102, 622 番地の 106, 622 番地の 109, 622 番地の 111, 622 番地の 112, 622 番地の 115, 622 番地の 118, 622 番地の 122, 622 番地の 123, 622 番地の 126, 622 番地の 128, 622 番地の 130, 622 番地の 135 から 622 番地の 140 まで, 622 番地の 142, 622 番地の 146, 622 番地の 148, 622 番地の 149, 625 番地の 2, 625 番地の 6, 625 番地の 8, 627 番地の 2, 627 番地の 4 から 627 番地の 11 まで及び 1415 番地並びに同区岩倉忠在地町 20 番地の 2, 33 番地の 5, 33 番地の 7 及び 33 番地の 13

(4) 建築協定区域隣接地

京都市左京区岩倉長谷町 517 番地の 29, 517 番地の 30, 517 番地の 44, 517 番地の 140 から 517 番地の 142 まで, 517 番地の 144, 517 番地の 145, 517 番地の 147, 517 番地の 148, 517 番地の 155, 577 番地の 6, 577 番地の 7, 577 番地の 9, 577 番地の 10, 577 番地の 12, 577 番地の 23, 577 番地の 25, 577 番地の 26, 577 番地の 28, 593 番地の 2, 599 番地の 3, 600 番地の 1 から 600 番地の 3 まで, 608 番地の 2, 616 番地の 2, 622 番地の 14, 622 番地の 70, 622 番地の 74, 622 番地の 75, 622 番地の 77, 622 番地の 93, 622 番地の 94, 622 番地の 105, 622 番地の 113, 622 番地の 119, 622 番地の 129, 622 番地の 131, 622 番地の 133, 622 番地の 134, 622 番地の 141, 622 番地の 144 及び 625 番地の 5 並びに同区岩倉忠在地町 32 番地の 1, 32 番地の 2, 33 番地の 1, 33 番地の 6, 33 番地の 8 から 33 番地の 12 まで, 33 番地の 14, 34 番地の 1, 34 番地の 3 から 34 番地の 6 まで, 34 番地の 9, 35 番地の 1, 35 番地の 4 及び 35 番地の 6 から 35 番地の 8 まで

(5) 建築協定の事項

建築物の構造, 用途, 形態及びその他の事項

(6) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成19年10月26日(金)から平成19年11月14日(水)まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課(北庁舎2階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成19年11月15日(木)午後2時から午後3時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部会議室(北庁舎2階)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 西澤亨

(都市計画局建築指導部建築指導課)